

工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の開催について（公告）

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり開催する。

令和3年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 講習の期日及び場所

講習区分	講習期日	講習会場
特殊消防用設備等	7月21日（水）	技術士センタービル I
消火設備	7月14日（水）	新潟ユニゾンプラザ
	11月10日（水）	新潟ユニゾンプラザ
	11月16日（火）	ハイブ長岡
警報設備	7月13日（火）	新潟ユニゾンプラザ
	7月15日（木）	新潟ユニゾンプラザ
	11月11日（木）	新潟ユニゾンプラザ
	11月17日（水）	ハイブ長岡
避難設備・消火器	11月25日（木）	上越テクノスクール
	7月16日（金）	新潟ユニゾンプラザ
	11月12日（金）	新潟ユニゾンプラザ
	11月18日（木）	ハイブ長岡
	11月26日（金）	上越テクノスクール

2 講習区分及び講習の対象となる消防設備士の種類

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類
特殊消防用設備等	甲種特類
消火設備	甲種第1類、甲種第2類、甲種第3類 乙種第1類、乙種第2類、乙種第3類
警報設備	甲種第4類、乙種第4類、乙種第7類
避難設備・消火器	甲種第5類、乙種第5類、乙種第6類

3 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
(1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項	2時間30分
(2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項	4時間
(3) 効果測定	30分程度

4 受講申請手続

(1) 受付期間

ア 7月講習

令和3年6月7日（月）から令和3年6月18日（金）まで

イ 11月講習

令和3年9月8日（水）から令和3年9月22日（水）まで

(2) 受付場所

新潟市中央区新光町10番地3 技術士センタービルII 2階 一般財団法人新潟県消防設備協会

(3) 必要書類等

ア 受講申請書（講習区分ごとに提出する。）

イ 写真1枚（申請書提出前6か月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルで正面無帽上半身のもの。受講申請書の写真欄に貼付する。）

ウ 受講手数料7,000円（新潟県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼付する。）

5 その他

(1) 受講案内書及び受講申請書配布場所

一般財団法人新潟県消防設備協会、新潟県防災局消防課、県内消防本部及び消防署

(2) 受講時に持参するもの

消防設備士免状、受講票、筆記用具

(3) 問い合わせ先

一般財団法人新潟県消防設備協会 電話番号 025-284-2420